

滋賀地域交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀地域交通活性化協議会設置要綱第11条の規定に基づき、滋賀地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局の事務局長、事務局次長および事務局員は、次の者をもって充てる。

- (1) 事務局長 滋賀県土木交通部交通戦略課長
- (2) 事務局次長 滋賀県土木交通部交通戦略課交通企画係長の職員
- (3) 事務局員 滋賀県土木交通部交通戦略課の職員

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 予算の調製、物品の購入、調査検討その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品および現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、滋賀県において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印および事務局長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数および管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、滋賀県において定められている公印の取扱いの例による。

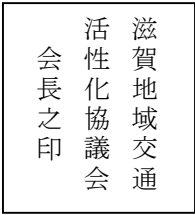
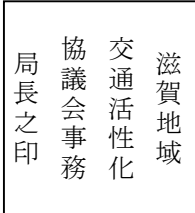
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
滋賀地域交通活性化協議会会長の印		隸書体	方24ミリメートル	会長名をもって発する文書	1	事務局長
滋賀地域交通活性化協議会事務局長の印		隸書体	方24ミリメートル	事務局長名をもって発する文書	1	事務局長